

せのがわおひさま共同発電建設協力金約款

第1条（用語の定義）

1. 本事業

有限責任事業組合せのがわおひさま共同発電が広島市安芸区瀬野に設置する太陽光発電設備について、特定非営利活動法人自然エネルギー市民共同発電が組合員となり、出資を行います。特定非営利活動法人自然エネルギー市民共同発電が拠出する出資金について市民より建設協力金として調達します。本事業は自然エネルギーの普及と地球温暖化の防止に資することを目的とする発電事業です。

2. 建設協力者

本契約にもとづいて、本事業に1口10万円の建設資金を1口以上貸金として支出する市民または団体のことをいいます。

3. 建設協力金

本事業の事業費の一部に充当されることを目的に、建設協力者が特定非営利活動法人自然エネルギー市民共同発電に貸した資金のことをいいます。

4. 実施者

特定非営利活動法人自然エネルギー市民共同発電が実施者となり、有限責任事業組合せのがわおひさま共同発電の組合員となり出資を行います。

第2条（建設協力金）

1. 建設協力者は、本事業の意義に賛同し本建設協力契約々款を認め、建設協力契約書を提出して1口以上10口以下の建設協力金を特定非営利活動法人自然エネルギー市民共同発電に貸すものとします。

2. 建設協力金に関する金利は年1%の単利とします。

第3条（建設協力金の払戻し）

1. 建設協力者は、建設協力金口数に応じて建設協力金の払戻しを受けるものとします。

2. 毎年度の払戻し額の計算は、実施者が行い第4条に記載する払戻し期間の3カ月前までに建設協力者に通知するものとします。

第4条（払戻しの期間と額）

1. 建設協力金の払戻し期間は21年間とします。払戻しは6年目(2018年)、11年目(2023年)、16年目(2028年)、21年目(2033年)に元本と利息を払戻します。

2. 払戻し期間が21年に達する前に払戻し累計額が建設協力金額に達した場合は、払戻しを終了するものとします。

3. 21年間の払戻し累計額が建設協力金に満たない場合、実施者は払戻し期間を延長できるものとします。

4. 振込み手数料は建設協力者の負担とします。

第5条（契約の不成立）

1. 建設協力金の募集期間の終了日において、建設協力金額の支払が目標額に到達しない場合、実施者は本建設協力金契約を不成立とすることができるものとします。

2. 前項の場合、実施者はその旨を速やかに建築協力者に通知し、30日以内に返金の手続きを終了するものとします。
3. 前項の場合、実施者は建設協力金の受入日から返金日までの金利を付さないものとし、振込み手数料は建設協力者の負担とします。

第6条（中途解約の禁止）

1. 建設協力者は、一旦建設協力金の払込をした後、建設協力契約を解約することはできないものとします。
2. 建設協力者は、払戻しの終了していない建設協力金の一括払戻しを請求することはできないものとします。

第7条（名義の変更等）

1. 建設協力者の名義変更は、実施者に通知し、実施者の承諾を得て、これを行うことができます。
2. 前項の場合、建設協力者は建設協力者名義変更届を提出し、建設協力者本人であることを示す書類を提示するものとします。
3. 建設協力者の死亡などやむをえない事情がある場合、法定相続人等の継承者に名義を変更することができるものとします。
4. 前項の場合、継承人は建設協力金継承届を提出し、その間の事情を証明する書類を提示するものとします。
5. 前各項において、変更後の名義人が継承する建設協力金の額は、建設協力金額から払戻し累計額を差し引いた残額とします。
6. 建設協力者は建設協力者たる地位に、質権その他一切の権利を設定することができないものとします。

第8条（情報の提供など）

1. 実施者は、払戻し額の通知と併せて当年度の発電実績、収入及び必要経費並びに残余の額を含む事業の報告を建設協力者に行うものとします。
2. 実施者は建設協力者の希望にもとづいて、自然エネルギー普及および省エネルギー活動に関する情報などを適宜提供するものとします。

第9条（契約の終了）

1. 以下の事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。
 - ① 第4条に定める建設協力金の払戻しを終了した場合
 - ② やむをえぬ事情による設置施設の閉鎖、自然災害による復旧不可能な設備の故障などにより事業の継続ができなくなった場合
2. 実施者は、前項の事由が発生した場合、速やかに建築協力者に報告するものとします。
3. 本条により契約が終了した場合、建設協力者は建設協力金の払戻しに関わる一切の権利を放棄するものとします。

付則（変更）

本約款の変更は、建築協力者の同意を得て、実施者が行うものとします。